

令和7年度(2025年度)枚方市東部清掃工場の維持管理情報

(令和8年 4月末日時点)

◎処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

種類	燃えるごみ(単位:トン)		
	1号	2号	合計
4月	3,269	3,248	6,518
5月	3,594	772	4,366
6月	3,563	0	3,563
7月	3,630	0	3,630
8月	3,618	0	3,618
9月	3,102	0	3,102
10月	232	1,961	2,194
11月	3,334	3,486	6,820
12月	2,166	3,568	5,734
1月	3,278	1,154	4,432
2月	0	2,610	2,610
3月	2,392	3,588	5,979
累計	32,178	20,387	52,565

処理量を修正する場合があります。

◎冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

種類	施設名称	除去日
排ガス処理設備	2号湿式有害ガス除去装置	6月14日～6月20日
排ガス処理設備	2号ろ過式集じん器	7月10日～7月16日
排ガス処理設備	1号湿式有害ガス除去装置	10月6日～10月9日
排ガス処理設備	1号ろ過式集じん器	10月10日～10月15日

◎排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙濃度

採取月日	採取位置	結果が得られた日	測定結果									
			ばいじん		硫酸化物		窒素酸化物		塩化水素		ダイオキシン類	
			自主基準:0.01g/Nm ³ 以下 法令基準:0.04g/Nm ³ 以下	自主基準:10ppm以下 法令基準:排出総量4.034Nm ³ /h以下	自主基準:20ppm以下 法令基準:排出総量12.527Nm ³ /h以下	自主基準:10ppm以下 法令基準:排出総量700mg/Nm ³ 以下	自主基準:0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下 法令基準:0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉
4月24日 4月25日	各煙道	5月20日	<0.003	<0.003	<0.5	<0.5	8	2	<1	<1	—	0.0058
6月27日 ☆注補修工事	各煙道	8月1日	<0.003	☆注補修工事	<0.5	☆注補修工事	8	☆注補修工事	<1	☆注補修工事	0.0014	—
8月18日 ☆注補修工事	各煙道	9月12日	<0.003	☆注補修工事	<0.5	☆注補修工事	8	☆注補修工事	<1	☆注補修工事	—	—
11月20日 11月21日	各煙道	1月7日	<0.003	<0.003	<0.5	<0.5	7	8	<1	0.4	—	0.0077
1月9日 12月2日	各煙道	2月3日 1月7日	<0.003	<0.003	<0.5	<0.5	5	8	<1	0.4	—	—
1月22日 2月10日	各煙道	3月2日 2月18日	<0.003	<0.003	<0.5	<0.5	1	1	<1	<1	0.0017	—

☆注:2号炉は、令和7年5月9日から10月29日(174日間)基幹改良工事の為、停止。
1号炉は、令和7年9月26日から11月2日(38日間)まで定期補修工事の為、停止。
「○」は、検査実施予定項目。

- 「<」については、定量下限値未満を示しています。
 - 「—」については、検査実施該当月にあたらないため、検査を実施していません。
- ◎燃焼室中の燃焼ガスの温度、集じん器に流入する燃焼ガスの温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度については、連続測定しておりデータ量が多いため、東部清掃工場窓口にて閲覧による公表をしています。

◎焼却室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、煙突から排出ガス中の一酸化炭素濃度(すべて日平均値の月平均値)

1号炉				2号炉			
月	燃焼室中の燃焼ガス温度(°C)	集じん器に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)	月	燃焼室中の燃焼ガス温度(°C)	集じん器に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)
4月	957	172	1	4月	996	172	2
5月	956	174	1	5月	992	172	2
6月	965	175	1	6月	☆注補修工事	☆注補修工事	☆注補修工事
7月	972	177	1	7月	☆注補修工事	☆注補修工事	☆注補修工事
8月	963	178	1	8月	☆注補修工事	☆注補修工事	☆注補修工事
9月	955	172	1	9月	☆注補修工事	☆注補修工事	☆注補修工事
10月	929	177	1	10月	936	172	2
11月	928	174	1	11月	935	175	2
12月	944	174	1	12月	946	176	1
1月	951	177	1	1月	924	178	1
2月	☆注補修工事	☆注補修工事	☆注補修工事	2月	886	166	2
3月	921	167	1	3月	913	170	1
維持管理基準	850°以上	200°C以下	100ppm以下	維持管理基準	850°以上	200°C以下	100ppm以下

令和7年度(2025年度)枚方市一般廃棄物最終処分場(穂谷2308番地)の維持管理情報

(令和8年 4月末日時点)

◎埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

※平成14年3月をもって埋め立ては終了しています。

◎擁壁の点検を実施した日

点検月日	異常の有無
4月 7日	無
5月 7日	無
6月 2日	無
7月 7日	無
8月 4日	無
9月 1日	無
10月 6日	無
11月 4日	無
12月 1日	無
1月 5日	無
2月 2日	無
3月 2日	無

◎浸出水及び周辺地下水水質検査結果

処分場水質検査項目	単位	場所	4月8日	8月14日	1月14日	基準値
採取時間	-	最終処分場浸出水	10:05	10:30	9:30	※
		1号井戸	12:12	13:30	11:15	※
		2号井戸	13:20	15:50	11:45	※
天候	-	最終処分場浸出水	晴	晴	晴	※
		1号井戸	晴	晴	晴	※
		2号井戸	晴	晴	晴	※
水温	℃	最終処分場浸出水	20.8	25.3	4.9	※
		1号井戸	17.2	17.4	13.3	※
		2号井戸	17.1	17.5	15.9	※
気温	℃	最終処分場浸出水	23.1	32.5	17.7	※
		1号井戸	22.5	28.4	6.6	※
		2号井戸	23.4	28.4	9.5	※
水素イオン濃度	-	最終処分場浸出水	12.2	12.2	12.4	5.8~8.6
		1号井戸	7.9	7.8	8.0	※
		2号井戸	8	7.8	7.9	※
生物学的酸素要求量	mg/l	最終処分場浸出水	16	21	20	60
		1号井戸	<0.5	0.6	<0.5	※
		2号井戸	<0.5	<0.5	<0.5	※
化学的酸素要求量	mg/l	最終処分場浸出水	16	21	17	90
		1号井戸	1.8	2.8	0.5	※
		2号井戸	0.5	<0.5	1.4	※
浮遊物質量	mg/l	最終処分場浸出水	22	6	19	60
		1号井戸	25	3	2	※
		2号井戸	3	1	15	※
大腸菌数◆	CFU/ml	最終処分場浸出水	<1	<1	<1	800
		1号井戸	-	1	-	※
		2号井戸	-	<1	-	※
塩化物イオン	mg/l	最終処分場浸出水	650	660	620	※
		1号井戸	23	24	23	※
		2号井戸	13	13	14	※
電気伝導度	mS/m	最終処分場浸出水	477	660	500	※
		1号井戸	36.6	42.8	40.3	※
		2号井戸	22.7	27.5	24.2	※
全窒素	mg/l	最終処分場浸出水	17	19	15	120(日間平均60)
		1号井戸	-	0.14	-	※
		2号井戸	-	0.07	-	※
全リン	mg/l	最終処分場浸出水	0.006	0.005	0.008	16(日間平均8)
		1号井戸	-	0.010	-	※
		2号井戸	-	0.015	-	※
アルキル水銀	mg/l	最終処分場浸出水	-	注	-	検出されないこと
		1号井戸	-	注	-	検出されないこと
		2号井戸	-	注	-	検出されないこと
総水銀	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.0005	-	0.0005
		1号井戸	-	<0.0005	-	0.0005
		2号井戸	-	<0.0005	-	0.0005

- 「<」については、定量下限値未満を示しています。
- 「-」については、検査実施該当月に当たらないため検査を実施していません。
- 「○」は、検査実施予定項目。
- 「注」のアルキル水銀については、総水銀が検出されたときのみ実施。
「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいいます。(アルキル水銀の定量限界は0.0005mg/L)
- 「※」については、規制対象外項目になります。
- 「◆」については、令和7年度より大腸菌群数から大腸菌数へ改正(環境基準の改正は、令和4年4月)

注: 総水銀が検出された時に実施

分析項目	単位	場所	4月8日	8月14日	1月14日	基準値
カドミウム及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.0003	-	0.03以下
		1号井戸	-	<0.0003	-	0.003以下
		2号井戸	-	<0.0003	-	0.003以下
鉛及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.005	-	0.1以下
		1号井戸	-	<0.005	-	0.01以下
		2号井戸	-	<0.005	-	0.01以下
六価クロム及びその化合物◇	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.02	-	0.2以下
		1号井戸	-	<0.02	-	0.02以下
		2号井戸	-	<0.02	-	0.02以下
砒素及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.005	-	0.1以下
		1号井戸	-	<0.005	-	0.01以下
		2号井戸	-	<0.005	-	0.01以下
全シアン	mg/l	最終処分場浸出水	-	<1	-	1以下
		1号井戸	-	不検出	-	検出されないこと
		2号井戸	-	不検出	-	検出されないこと
PCB	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.0005	-	0.003
		1号井戸	-	不検出	-	検出されないこと
		2号井戸	-	不検出	-	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.003	-	0.1以下
		1号井戸	-	<0.003	-	0.01以下
		2号井戸	-	<0.003	-	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.001	-	0.1以下
		1号井戸	-	<0.001	-	0.01以下
		2号井戸	-	<0.001	-	0.01以下
ジクロロメタン	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.002	-	0.2以下
		1号井戸	-	<0.002	-	0.02以下
		2号井戸	-	<0.002	-	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.0002	-	0.02以下
		1号井戸	-	<0.0002	-	0.002以下
		2号井戸	-	<0.0002	-	0.002以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.0004	-	0.04以下
		1号井戸	-	<0.0004	-	0.004以下
		2号井戸	-	<0.0004	-	0.004以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.002	-	1以下
		1号井戸	-	<0.002	-	0.1以下
		2号井戸	-	<0.002	-	0.1以下
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.004	-	0.4以下
		1号井戸	-	<0.004	-	0.04以下
		2号井戸	-	<0.004	-	0.04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.1	-	3以下
		1号井戸	-	<0.1	-	1以下
		2号井戸	-	<0.1	-	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.0006	-	0.06以下
		1号井戸	-	<0.0006	-	0.006以下
		2号井戸	-	<0.0006	-	0.006以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.0002	-	0.02以下
		1号井戸	-	<0.0002	-	0.002以下
		2号井戸	-	<0.0002	-	0.002以下
チラウム	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.0006	-	0.06以下
		1号井戸	-	<0.0006	-	0.006以下
		2号井戸	-	<0.0006	-	0.006以下
シマジン	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.0003	-	0.03以下
		1号井戸	-	<0.0003	-	0.003以下
		2号井戸	-	<0.0003	-	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.002	-	0.2以下
		1号井戸	-	<0.002	-	0.02以下
		2号井戸	-	<0.002	-	0.02以下
ベンゼン	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.001	-	0.1以下
		1号井戸	-	<0.001	-	0.01以下
		2号井戸	-	<0.001	-	0.01以下
セレン及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.002	-	0.1以下
		1号井戸	-	<0.001	-	0.01以下
		2号井戸	-	<0.001	-	0.01以下
1, 4-ジオキサン	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.005	-	0.5以下
		1号井戸	-	<0.005	-	0.05以下
		2号井戸	-	<0.005	-	0.05以下
クロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出水	-	<0.0002	-	0.5以下
		1号井戸	-	<0.0002	-	0.002以下
		2号井戸	-	<0.0002	-	0.002以下
ダイオキシン類(毒性等量)	pg-TEQ/l	最終処分場浸出水	-	0.13	-	10
		1号井戸	-	0.030	-	1
		2号井戸	-	0.027	-	1

- 「<」については、定量下限値未満を示しています。
- 「-」については、検査実施該当月に当たらないため検査を実施していません。
- 「○」は、検査実施予定項目。
- 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいいます。
(定量限界は、全シアン 0.1mg/L、PCB 0.0005mg/L)
- 「※」については、規制対象外項目になります。
- 「◇」については、令和7年4月より廃止基準が0.5mg/lから0.2mg/lへ改正(環境基準の改正は、令和4年4月)

◎浸出水の処理後の放流水質分析検査結果一覧表(公共下水道へ排除)

(令和8年 4月末日時点)

分析項目	単位	基準値	令和7年度											
			4月24日	5月20日	6月25日	7月14日	8月18日	9月16日	10月9日	11月17日	12月4日	1月9日	2月10日	3月11日
水温	℃	45度以下	23.9	25.0	29.2	31.4	31.8	31.3	28.2	22.4	21.7	17.4	12.3	17.1
水素イオン濃度(pH)	—	5以上9以下	8.0	7.8	7.9	8.0	7.8	8.1	8.3	8.0	8.2	7.8	7.7	8.3
浮遊物質	mg/l	600以下	3	3	3	4	3	<1	2	2	<1	1	2	2
生物学的酸素要求量	mg/l	600以下	3.0	1.0	0.9	0.6	0.8	0.5	1.1	1.4	2.0	1.0	2.8	1.2
塩化物イオン	mg/l	—	5900	8600	7600	9100	9200	7900	4200	7000	4300	8600	6000	9500
窒素含有量	mg/l	240以下	10	11	23	13	8.9	6.0	5.0	8.1	6.9	6.1	22	7.5
炭素含有量	mg/l	32以下	0.04	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	<0.01
n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	mg/l	30以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	mg/l	5以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.0	0.0	0.0
亜硝酸性窒素	mg/l	—	0.49	<0.01	0.05	<0.01	0.20	0.19	<0.01	0.40	0.69	0.45	0.25	0.14
硝酸性窒素	mg/l	—	4.6	4.8	3.0	3.4	4.9	4.4	3.8	4.1	4.3	2.2	2.6	2.4
アンモニア性窒素	mg/l	—	0.5	0.4	14	1.9	1.1	0.3	0.1	1.0	0.4	1.1	18	2.1
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量	mg/l	38以下 ※1	5.5	5.2	17	5.3	6.2	4.8	3.9	5.5	5.3	3.7	20	4.6
フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	<0.08	0.10	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.6	0.3	0.4	0.3	0.4	0.7	0.3	0.4	0.7	0.8	0.2	0.1
銅及びその化合物	mg/l	3以下	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	—
亜鉛及びその化合物	mg/l	2以下	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	—
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/l	10以下	<0.05	—	<0.05	—	<0.05	—	<0.05	—	<0.05	—	<0.05	—
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/l	10以下	<0.05	—	<0.05	—	<0.05	—	<0.05	—	<0.05	—	<0.05	—
クロム及びその化合物	mg/l	2以下	0.03	—	<0.02	—	<0.02	—	<0.02	—	<0.02	—	<0.02	—
フェノール類	mg/l	1以下	<0.05	—	<0.05	—	<0.05	—	<0.05	—	<0.05	—	<0.05	—
セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.016 ※3	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
六価クロム化合物	mg/l	0.02以下 ※2	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	—	<0.01	—
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	—
鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—
水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—
シアン化合物	mg/l	検出されないこと	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—
砒素及びその化合物	mg/l	0.01以下	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—
有機燐化合物	mg/l	検出されないこと	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—
PCB	mg/l	検出されないこと	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—
チウラム	mg/l	0.006以下	—	—	<0.0006	—	—	—	—	—	<0.0006	—	—	—
シマジン	mg/l	0.003以下	—	—	<0.0003	—	—	—	—	—	<0.0003	—	—	—
チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	—	—	<0.002	—	—	—	—	—	<0.002	—	—	—
トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	—	—	<0.002	—	—	—	—	—	<0.002	—	—	—
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	—	—	<0.0005	—	—	—	—	—	<0.0005	—	—	—
ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	—	—	<0.002	—	—	—	—	—	<0.002	—	—	—
四塩化炭素	mg/l	0.002以下	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	—	—	<0.0004	—	—	—	—	—	<0.0004	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	—	—	<0.002	—	—	—	—	—	<0.002	—	—	—
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	—	—	<0.004	—	—	—	—	—	<0.004	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	—	—	<0.0005	—	—	—	—	—	<0.0005	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	—	—	<0.0006	—	—	—	—	—	<0.0006	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	—	—
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	—	—	<0.005	—	—	—	—	—	<0.005	—	—	—
ベンゼン	mg/l	0.01以下	—	—	<0.001	—	—	—	—	—	<0.001	—	—	—
ダイオキシン類(毒性等量)	pg-TEQ/l	10pg-TEQ/l以下	—	—	0.0010	—	—	—	—	—	0.032	—	—	—

- 「<」は、定量下限値未達を示しています。
- 「—」については、検査実施該当月に当たらないため検査を実施していません。
- 「○」は、検査実施予定項目。
- 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいいます。
(定量限界は、全シアン及び有機燐化合物 0.1mg/L、PCB 0.0005mg/L)
- ※1アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量の項目の基準値は、令和2年4月1日より新基準値。
- ※2六価クロム化合物の基準値は、令和5年10月30日より新基準値。
- ※3 セレン基準超過について、4月30日と5月2日に追加調査を実施。それぞれ、0.004mg/lとND(<0.002mg/l)で安全を確認しております。(浸出水が要因ではありません)

◎浸出水処理設備の定期点検及び処理の状況について
 ・浸出水排水処理施設については、平成16年11月より施設を休止しており、定期点検は実施しておりません。
 ・当該浸出水については、平成28年度までは穂谷川清掃工場の排水処理施設にて処理した後、下水放流しておりましたが平成29年4月より処理先を東部清掃工場の排水処理施設に変更して処理した後、公共下水道へ放流しております。

◎最終処分場の残余の埋立て容量について
 ※平成14年3月をもって埋立ては終了しています。